

4月から

コンビニ収納が始まります

平成26年4月以降に発行する納付書からは、市の窓口や金融機関のほか、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」）でも納付ができるようになります。

コンビニ収納は、休日や夜間など、いつでも納付でき、支払い手数料もかかりませんのでご利用ください。

- コンビニで納付できる税金や各種料金
- ・市県民税（普通徴収）
 - ・固定資産税
 - ・軽自動車税
 - ・国民健康保険税
 - ・介護保険料
 - ・後期高齢者医療保険料
 - ・保育料
 - ・住宅使用料
- （上下水道料金はこれまでどおりコンビニで納付できません。）

- コンビニで使用できない納付書
- バーコードの印字がないもの
 - 破れ・汚れなどにより、バーコードが読み取れないもの
 - 金額を訂正したもの
 - 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
 - 平成26年3月までに発行されたもの
 - 納付書のミシン目を切り離したものの
- 全部の納付書の様式が変わります
- コンビニ収納の開始により、市県民税（普通徴収）、固定資産税、国民健康保険税、住宅使用料の納付書が1枚ごと（つづられていない状態）の単票になります。納付の際は、記載されている納期や納期限をよく確かめてお支払いください。

お支払い可能なコンビニ店舗

- ・エブリワン
 - ・セブン-イレブン
 - ・MMK設置店
 - ・タイエー
 - ・くらしハウス
 - ・デイリーヤマザキ
 - ・ココストア
 - ・ハセガワストア
 - ・コミュニティストア
 - ・ファミリーマート
 - ・サークルK
 - ・ポプラ
 - ・サンクス
 - ・ミニストップ
 - ・スパーク北海道
 - ・ヤマザキデイリーストア
 - ・スリーエイト
 - ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
 - ・スリーエフ
 - ・ローソン
 - ・生活彩家
 - ・セイコーマート
 - ・セーブオン
- ※50音順

介護保険料・後期高齢者医療保険料・軽自動車税の納付書（ハガキタイプ）

見本

料金後納郵便

999-9999
熊本県合志市竹道
1234番地5678

合志 〇〇 様

〒861-1193
熊本県合志市御代志1661番地1
合志市役所 高齢者支援課
TEL (096)242-1109(直通)

保険料の納付は便利な口座振替のご利用を！
万一、このハガキが送っていない場合は、十分に乾かしてから郵便より郵送し、半信で頂くようお願いいたします。

納付書(原付)

介護保険料
平成23年度(平成23年度分)
期別(月) XX期 納期限 平成23年XX月XX日

納付書兼領収証書
介護保険料
熊本県合志市竹道1234番地5678
合志 〇〇 様

下記の金額を納期限までに納付してください。
平成23年XX月XX日
熊本県合志市長 合志 △△ 電子公印

【納付書に貼る】
合志市指定金融機関
合志市収納代理金融機関

軽自動車税の納付書には、一番右側に「車検用納税証明書(継続検査用)」があります。

バーコードが目印です。
※介護保険料と後期高齢者医療保険料の納付書は納期月にハガキタイプで1枚ずつ送付します。

- コンビニ収納Q&A
- Q 納付書がバラバラの単票で送られてきました。なぜですか。
A コンビニでは、ブック式(冊子)タイプの納付書は取り扱えませんので単票(1枚単位)に変更になりました。納付の際は、必ず納付する納付書のみを支払い窓口に出してください。
- Q 支払い手数料は、かかりますか。
A 手数料は発生しません。
- Q 24時間いつでも納められますか。
A 営業時間内でしたら、土・日・祝日を含めていつでも納付することができます。
- Q 軽自動車税納税証明書(継続検査用)は、どうなりますか。
A コンビニで納付しても使用できます。軽自動車税の納付書には、領収証書と一緒に「軽自動車税納税証明書(継続検査用)」がついていますので、領収日付印を押印してもらい、それを車検の時に利用できます。
- ※コンビニで軽自動車税を納付した場合、市が納付の確認ができるまで約1〜2週間かかる場合があります。コンビニで納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、必ず「領収証書」を持参し、市役所の窓口で提示してください。

市県民税(普通徴収)・固定資産税・国民健康保険税・保育料・住宅使用料の納付書

見本

納付書(原付)

市県民税(普通徴収)
平成23年度(平成23年度分) XX期
期別(月) XX期 納期限 平成23年XX月XX日

納付書兼領収証書
市県民税(普通徴収)
熊本県合志市竹道
1234番地5678
合志 〇〇 様

下記の金額を納期限までに納付してください。
平成23年XX月XX日
熊本県合志市長 合志 △△ 電子公印

納付場所
合志市役所(合志庁舎、西合志庁舎、各支所)
合志市指定金融機関
合志市収納代理金融機関

上記のとおり納付しました。
合志市指定金融機関
合志市収納代理金融機関

バーコードが目印です。
※市県民税(普通徴収)、固定資産税、国民健康保険税、住宅使用料の納付書は、1枚ごと(つづられていない状態)の単票で、まとめて送付されます。

- Q 第2期分を納めるころ、間違って第3期の納付書で納めてしまいました。どうすればよいでしょうか。
A 第3期の納付書で納付した場合は、第3期分として収納されます。原則として、払い戻し、第2期へ充てるなどはできません。納付の際は納期を十分にご確認ください。
- ※この場合、第2期分の納期限を過ぎるとコンビニでは納付できなくなり、ますので金融機関などで納付してください。納付がない場合は督促状が發送されます。
- ※おサイフケータイなどの電子マネーでお支払いはできません。現金にてお支払いください。
- 納付は便利な口座振替を！
コンビニ収納も便利ですが、口座振替を利用すると納めに行く手間が省けます。
- 口座振替の申し込みは市役所または振替を希望する市内の金融機関の窓口で行なうことができます。
- 問い合わせ先
税務課(合志庁舎) ☎(248) 1114
高齢者支援課(西合志庁舎) ☎(242) 1109
子育て支援課(西合志庁舎) ☎(242) 1159
都市計画課(西合志庁舎) ☎(242) 1104